

令和元年 7 月 12 日

北海道農政事務所生産経営産業部
担い手育成課

技能実習における課題と農林水産省の取組

- 農業分野での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数は、他業種と比較し多い状況。
- 農業では、労働基準法の労働時間等の規定が適用除外とされているが、技能実習生については、労基法の基準に準拠することについて農林水産省から通知により指導。
- 農業では家族経営が多く、雇用になじめない場合があることから、労務管理に関するパンフレットを作成し、広く農業経営者に対し周知（別添）。
- 農業技能実習事業協議会の設置（平成 30 年 6 月 5 日）。同協議会において、農作業請負方式技能実習に関するガイドラインを決定。
- 第 2 回事業協議会（平成 30 年 12 月 26 日）において、優良事例の収集及び横展開、農業関係技能実習に係る不正行為等の情報共有と対応を決定（別添）。
- 優良事例を収集し、平成 31 年 3 月にホームページで公表。